

平成27年(ヨ)第49号 発信者情報開示等仮処分命令申立事件

債権者 熊野本宮大社

債務者 吉田 益夫



準備書面 (1)

平成28年1月29日

和歌山地方裁判所民事部保全係 御 中

債務者 吉田 益夫



第1 はじめに

本件の平成27年12月14日に和歌山地方裁判所で開かれた、第一回目の審尋で、下記の項目で和解の提示が行われた。

1. 債務者の管理する和ネット掲示板のスレッド「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫！」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」を削除する。
2. 熊野本宮大社は、匿名の人物が苦情、通報を受け付ける窓口を作る。
3. 債務者が公開しているこの裁判に関する書類について、甲第6号証の陳述書の公開はとりやめる。
4. スレッド「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫！」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」発信者情報開示・投

稿削除仮処分申立の投稿番号14、20、23の投稿削除と発信者情報開示。

1. と3. と4. の投稿については、乙第2号証の通り、削除を行っている。

2については、平成27年12月14日の審尋の席で債権者が対応を約束した。

4の発信者情報開示については、平成28年12月28日に乙第3号証で連絡した通

り投稿番号14、20、23の投稿者（発信者）が名乗り出て、発信者情報開示を拒んだ

ため、プロバイダ責任制限法ガイドラインに沿って、審査して、投稿者（発信者）の主張

が妥当であるとして、発信者情報開示には応じられなかった。

その聴取結果は、乙第4号証の陳述書に記述している。

第2 熊野本宮大社神職と元巫女との不倫について

乙第4号証の投稿者からの聴取から、本情報は、元巫女からの情報であったのが確認され

ている。元巫女が虚偽の言動で投稿者を騙していないかぎり、本情報は真実であり、虚偽

であったとしても、投稿者は、真実と信じざる得ない立場にいるため、元巫女の言動が虚

偽であったとしても、投稿者には、故意性も過失も存在しない。

特に、世界遺産である公益性、公共性が高い熊野本宮大社内でのセクハラ、パワハラ、不

倫については、公益性、公共の利害の観点からの憤りを感じて投稿を行ったものであるの

で、十分、違法性阻却事由を持つものである。

第3 熊野本宮大社宮司と和歌山放送レポーターとの不倫について

本情報については、真偽は不明であるが、乙第4号証の投稿者からの聴取では、投稿者は

元巫女から情報を得ている。元巫女のこの情報の情報源は不倫相手の神職であることも判

明している。しかしながら、投稿者は、和歌山放送のレポーターの具体的な情報は持って

いなかった。そこまで、元巫女から聞いていないということであった。

なお、投稿者は、熊野本宮大社とは関係のない外部の人間で、旧本宮町民、田辺市民でもない。投稿者の周辺から、この情報を入手するのは、困難である。

しかし、和ネット掲示板には、具体的にレポーターを特定できるニックネームが書かれており、明らかに、名乗りを上げた投稿者とは違う人物が投稿を行っている。つまり、熊野本宮大社の内部関係者の複数のルートから、外部にこの情報が流れていたのは、間違いのない。この情報の 출처が、熊野本宮大社の内部からで、それも複数の関係者から流れているとなれば、この情報を受け取った人間は信ぴょう性の高い情報だと受取るのも当然である。この情報を流した内部関係者の目的は、宮司の資質を問題にするために流したものと推測される。熊野本宮大社は、世界遺産であり、国の国宝重要文化財等保存整備費補助金など、受けている公益性、公共性の高い施設である。そのトップである宮司の資質については、当然、公益性、公共の利害が絡んで来る。本情報を信ぴょう性の高い情報として受け止めれば、宮司の資質に対する論評が出るのは当然である。そのため、本情報に関する論評については、明らかに虚偽であると判明しないかぎり、違法性阻却事由が存在する。

第4 債権者の第2準備書面について

1. 債権者はスレッド「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫！」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」発信者情報開示・投稿削除仮処分申立の投稿番号41、53、59、65、66、67、71、77の投稿の発信者情報開示の要求を行っているが、下記の理由で、発信者情報開示には応じられない。

(1) 投稿番号 41

本投稿は、スレッド内の名前が実在するというだけの投稿で、違法性が存在せず発信者にどういう賠償責任があるのか、まったく理解できない。

- (2) 投稿番号53、投稿番号59、投稿番号65、投稿番号66、投稿番号71、投稿番号77

熊野本宮大社の宮司に対する資質への論評であり、熊野本宮大社内でのセクハラ、パワハラ、不倫については、元巫女が、虚偽の言動を行っていないかぎり真実であるので、当然の論評であり、また、熊野本宮大社宮司と和歌山放送レポーターとの不倫についても明らかに虚偽と判明しないかぎり、これらの宮司に対する資質の論評については、違法性阻却事由が存在する。

- (3) 投稿番号67

この投稿は、債務者が、熊野本宮大社宮司に対して、面会を申し出たが、熊野本宮大社宮司にその必要がないと断れたことに対する失望の論評の投稿であり、違法性はまったくない。なお、熊野本宮大社内でのセクハラ、パワハラ、不倫については、元巫女が、虚偽の言動を行っていないかぎり真実である。

2. 債権者はスレッド「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」発信者情報開示・投稿削除仮処分申立の投稿番号2、5、8、10、12、27、41、53、59、65、66、67、71、77の投稿の削除を求めている。

このうち、投稿番号8、65、71については、プライバシー侵害の恐れがあるので、削除に応じられるが、他については、熊野本宮大社の宮司に対する資質への論評であり、元巫女が、虚偽の言動を行っていないかぎり真実であり、また、熊野本宮大社宮司と和歌山放送レポーターとの不倫についても明らかに虚偽と判明しないかぎり、これらの宮司に対する資質の論評や、熊野本宮大社内でのセクハラ、パワハラ、不倫に対する論評には、違法性阻却事由が存在するので、削除を行えない。

なお、削除に応じた投稿については、発信者情報は、消滅する。

3. 債権者は、申立書、添付書類、疎明資料のインターネットでの公開の禁止を求めているが、債務者に、プライバシー侵害に当たるもの以外は、公開を妨げる理由はない。それは、元巫女が虚偽の言動をしていない限り、熊野本宮大社内でのセクハラ、パワハラ、不倫は真実であるので、債権者が申立を行った事実を隠蔽する必要がないからである。不倫それ自体は、個人の問題で、真実であったとしても、個人が特定されるものは、プライバシー侵害に当たる。債務者が、スレッド「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」の削除に応じたのは、債権者が申立を起こした後は、不貞行為の個人が特定されるものについてはプライバシー侵害に当たると判断したためである。
4. 債権者は、債務者に対して、名乗り出た投稿者の氏名、住所、メールアドレス等の個人情報入手しているが、本件については、元巫女が虚偽の言動をしていない限り、熊野本宮大社内でのセクハラ、パワハラ、不倫は真実であるので、開示の必要はない。また、元巫女が虚偽の言動を行っていたとしても、投稿者は、真実と信じざる得ない立場にいるため、故意性も過失も存在しない。つまり、違法性阻却事由が存在するので、IPアドレス、タイムスタンプ等を含めて開示する必要はない。

第5 結論

熊野本宮大社内でのセクハラ、パワハラ、不倫については、元巫女が虚偽の言動を行っていない限り、情報源は、元巫女であるので、真実である。

また、熊野本宮大社宮司と和歌山放送レポーターとの不倫の情報についても、真偽は不明ながら、その情報源の一つが元巫女の不倫相手である神職であり、和ネット掲示板に情報

を書き込んだのは、その元巫女を情報源とする投稿者以外の人間であるので、熊野本宮大社内部の複数のルートから、外部に流れたのは間違いがなく、外部の人間が真実と信用するのに値する情報となっている。そのため、熊野本宮大社宮司に対するその資質への論評には理由がある。すなわち、対象となった投稿については、違法性阻却事由があるので、発信者情報の開示を行う必要はない。削除要求の対象となった投稿についても、同じく、違法性阻却事由が存在するので、削除の必要もない。

しかし、それらの投稿の中で、プライバシー侵害の恐れがあるもののみ、削除に応じることができる。

以 上